

# 清水港プレジャーボート係留施設使用規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、静岡県港湾管理条例（昭和36年静岡県条例第54号。以下「条例」という。）及び静岡県港湾管理規則（昭和36年静岡県規則第56号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、清水港港湾管理者静岡県（以下「県」という。）が設置する清水港内のプレジャーボート係留施設（以下「施設」という。）の使用許可を受けた者が遵守すべき事項を定めることにより、当該公共係留施設の適正な管理運営を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程で「使用者」とは、条例第4条第1項の規定に基づき使用許可を受けた個人又は法人をいう。

2 2人以上の個人が共有する船舶にあつては、共有者を代表して使用許可を受けた者のほか、プレジャーボート係留施設使用許可申請書（以下「申請書」という。）に記載されている共有者全員を使用者とする。

3 法人が所有する船舶にあつては、法人の代表者、法人の社員又は従業員のうち法人所有船運航者として申請書に記載されている者を使用者に含むものとする。

## 第2章 施設の使用

### (使用期間)

第3条 使用許可の期間は、1か月間、6か月間又は1年間のいずれかとする。

### (使用許可申請)

第4条 使用許可を受けようとする者は、使用許可期間満了前に使用許可の申請をすることとし、申請をする際には申請書に、次に掲げる(1)～(4)の書類を添付して提出しなければならない。

2 前条に定める各使用期間に応じたの使用許可申請書提出期限及び使用許可申請書に添付する書類は次のとおりとする。

(1) 使用しようとする者の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）

(2) 船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項の船舶検査証書の写し

(3) 小型船舶操縦士免許の写し

(4) 船舶検査手帳の写し（買替え等係留する船舶が変更となる場合のみ）

| 使用期間                   | 申請書提出期限                                   | 使用許可申請書に添付する書類                     |
|------------------------|---|------------------------------------|
| 1か月間<br>(4月～翌年3月までの各月) | ① 4月分 … 使用開始日の前々月(2月)末日まで<br>② 5月～翌年3月分 … | 毎年度初回(4月分)の申請時のみ、申請書に(1)～(4)の書類を添付 |

|  |   |   |
|--|---|---|
|  | 使用開始日の前月 25 日まで<br>ただし、12 月及び 2 月は 23 日まで           | ※ 4 月分以降の当該年度各月分<br>申請時には添付不要                       |
| 6 か月間<br>(前期 4 月 1 日～<br>9 月 30 日)<br>(後期 10 月 1 日～<br>3 月 31 日) | 使用開始日の前々月末日まで<br>(前期の場合 2 月末日まで)<br>(後期の場合 8 月末日まで) | 毎年度前期分の申請時のみ、<br>申請書に(1)～(4)の書類を添付<br>※後期分の申請時は添付不要 |
| 1 年間<br>(4 月 1 日～3 月<br>31 日)                                    | 使用開始日(4 月 1 日)の前々月(2<br>月)末日まで                      | 1 年間分の申請時に(1)～(4)<br>の書類を添付                         |

(使用許可の条件等)

第 5 条 県は申請書及びその添付の記載事項を確認の上、次の条件を付して許可するものとし、使用者が当該条件に違反したと認めるとき、その使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者は、権利を他人に譲渡し、若しくは担保に供し、又は転貸してはならない。
- (2) 使用者は、船舶を県の許可なく変更してはならない。
- (3) 使用者は、施設内での火気の使用及び係留区域内での遊泳又は漁ろうをしてはならない。
- (4) 使用者は、油類の投棄・漏出その他海洋汚染の原因となる行為をしてはならない。
- (5) 使用者は、係留施設を利用し、営利行為をしてはならない。
- (6) 使用者は、港湾施設の管理運営上、県が必要な指示をしたことに従わなければならない。

2 前項の規定により使用許可を取り消した場合、それにより使用者に損失が生じても、県はその損失を補償しない。

3 県は、使用者が正当な理由によらないで第 7 条に違反した場合又は条例第 8 条に定める使用料の納入を怠った状態が継続した場合、使用を許可しないことができる。

(係留場所)

第 6 条 使用者は、県が指定する場所に船舶を係留しなければならない。また、係留場所を県の許可なく変更してはならない。

2 県は、港湾管理上の必要があると認めるときは、前項の規定により指定した係留場所を変更することができる。

3 前項の規定に基づき係留場所を変更することに伴って生じる費用は、使用者の負担とする。

### 第 3 章 使用者の責務

(法令等の遵守)

第 7 条 使用者は、条例及び諸法令を遵守しなければならない。

(船舶の自己管理)

第8条 使用者は、自己の責任において船舶の管理を行うものとする。

- 2 使用者は、風雨その他の災害により被害が予想される場合、速やかに船舶の係留場所の状況等を点検し、自己の船舶の安全を図り、かつ、他の船舶や施設に影響を及ぼさないように十分な措置を講じなければならない。
- 3 暴風雨、衝突その他の災害による船舶の毀損及び第三者による船舶の盗難等の損害について、県はその責めを負わない。

(航行に関する遵守事項)

第9条 使用者は、船舶の航行に当たっては以下に掲げる事項を遵守し、港内の安全を確保しなければならない。

- (1) 使用者は、折戸湾内においては別図に指定された航路以外の水域を航行してはならない。
- (2) 使用者は、港則法第16条に基づき、他の船舶に危険を及ぼさないような速力で航行しなければならない。特に折戸湾内においては、波が立たない速度で航行しなければならない。
- (3) 使用者は、貯木場を夜間航行する場合は、木材係留施設等との接触、その他の事故を起こさないよう特段の注意を払わなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、故意又は過失により港湾区域又は港湾施設において県又は第三者に損害を与えたときには、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- 2 使用者は、災害その他やむを得ない事由又は第三者の行為により損害を受けた場合において、県に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(迷惑行為の禁止等)

第11条 使用者は、施設及びその周辺の環境を良好な状態に保持しなければならない。

- 2 使用者は、早朝又は深夜における船舶の使用を自粛し、騒音防止に努めなければならない。
- 3 使用者は、エンジンの起動後、速やかに離岸しなければならない。着岸後は、速やかにエンジンを停止しなければならない。
- 4 使用者は、住宅、事業所等の近傍への無断駐車及び通行の妨げとなる迷惑駐車をしてはならない。
- 5 使用者は、用便、ゴミ処理等の公衆衛生の保持については、自らの責任で適切に対処しなければならない。
- 6 使用者は、陸開等の開閉についてのルールを守らなければならない。
- 7 使用者は、前各号に定めるもののほか、常に施設の周辺の住民、事業者等に迷惑又は損害を与えることがないように留意しなければならない。

## 第4章 その他

(ステッカーの貼付)

第12条 使用者（清水マリパークヨット係留場に使用許可を受けた者を除く。以下本条において同じ。）は、港湾管理者が交付するステッカーを自己の船舶の船外から見やすい両船側に貼り付けておかなければならない。

2 使用者は、次の各号に掲げる場合は、前項のステッカーを県に返納しなければならない。

- (1) 使用者が、施設の使用を中止した場合
- (2) 使用者が、自己の船舶を他人に譲渡し、又は廃棄処分する場合

(その他の事項)

第13条 この規程に定めるもののほか、施設の使用に関し必要な事項は、静岡県清水港管理局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。